

【1995年2月10日】「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案」について
労働省

労働省労働基準局労災管理課

「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案」について

労働者災害補償保険制度の改正については、昨年12月の労働者災害補償保険審議会（会長 萩澤 清彦 中央労働委員会会長）の建議を踏まえて、去る1月23日、同審議会に「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱」を諮問し、1月27日、これを了承する旨の答申を得るとともに、同日、社会保障制度審議会（会長 隅谷 三喜男 東京大学名誉教授）に同要綱を諮問し、1月30日、おおむね了承する旨の答申を得たところである。

労働省においては、これを受けて、関係省庁と協議のうえ、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案」を作成し、本日、同法律案の国会提出について閣議に付議し、閣議決定がなされた。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の概要

高齢化、核家族化、企業活動の国際化等今日の我が国の社会経済情勢の変化に対応するため、労災保険制度について次の改正を行う。

1 労働者災害補償保険法の改正

(1) 重度被災労働者に対する介護施策の大幅な拡充

介護補償給付の創設

現行の労働福祉事業における介護料を新たな保険給付として位置づけるとともに、支給対象者を拡大する。（参考1）

労働福祉事業の整備拡充

労働福祉事業において、重度被災労働者の介護に対する援護を行うことができることを明示する。（参考2）

(2) 遺族補償年金の改善

給付水準の改善

最高給付日数（給付基礎日額の245日分）の支給対象となる遺族数を4人以上（現行5人以上）とする等により、遺族（補償）年金の額を引き上げる。（参考3）

子等の年齢要件の緩和

遺族補償年金の受給資格者たる子等の年齢要件を緩和し、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで（現行満 18 歳未満）とする。

(3) 年金支払回数の改善

年金支払回数を年 6 回払い（現行年 4 回払い）とする。

(4) 海外派遣者特別加入制度の改善

中小事業主として海外に派遣される者を新たに労災保険特別加入制度の対象に加える。

2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正

(1) メリット制（事業場ごとの災害率により保険料を増減させる制度）の拡充

安全衛生施策を利用して積極的に災害防止活動に取り組む中小事業主に対して、メリット制による保険料の増減幅の限度を 45%（現行 40%）に拡大する特例を設ける。

(2) 労働保険料の申告・納付期限の改善

労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告・納付期限を保険年度の初日から 50 日以内（現行 45 日以内）に延長する。

3 施行期日

平成 8 年 4 月 1 日（ただし、1 の（1）及び（2）は平成 7 年 8 月 1 日、1 の（3）は平成 8 年 10 月 1 日、2 の（1）は平成 9 年 3 月 31 日、2 の（2）は平成 9 年 4 月 1 日）

(参考 1) 介護補償給付の創設

現行	改正案
(1) 労働福祉事業として介護料を支給	(1) 保険給付として介護補償給付を支給
(2) 支給対象者 障害補償年金又は傷病補償年金 1 級の者のうち、精神神経障害及び胸腹部臓器障害(主に、じん肺、せき損)により常に介護を必要とし、現に自宅において介護を受けている者	(2) 支給対象者 障害補償年金又は傷病補償年金 1 級の者のうち常時介護を要する者 障害補償年金又は傷病補償年金 1 級の者及び 2 級の者(精神神経障害及び胸腹部臓器障害の者に限る。)のうち随時介護を要する者
(3) 支給額(平成 7 年度) 上限額 104,180 円 一律定額 56,550 円	(3) 支給額(平成 8 年度) 支給対象予定者 の者 左の現行の介護料の支給額を賃金の動向等を踏まえてスライドさせた額 支給対象予定者 の者 上記 の額の 1/2 の額

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 労働者災害補償保険法の一部改正

一 年金たる保険給付の支払期月の改善

年金たる保険給付の支払期月を二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の年六回とするものとする。 (第九条第三項関係)

二 給付内容等の改善

(一) 介護補償給付の創設

イ 障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、これら年金の支給事由となる障害であって労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間 (ただし、身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として労働大臣が定めるものに入所している間又は病院若しくは診療所に入院している間を除く。)、当該労働者に対し、その請求に基づいて介護補償給付を支給するものとする。 (第十二条の八第一項、第二項及び第四項関係)

ロ 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常介護に要する費用を考慮して労働大臣が定めるものとする。 (第十九条の二関係)

ハ 介護補償給付を受ける権利は、二年を経過したとき、時効により消滅するものとする。 (第四十二条関係)

(二) 遺族補償年金の給付内容等の改善

イ 遺族補償年金を受けることができる子、孫又は兄弟姉妹の範囲を、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者とするものとする。 (第十六条の二第一項及び第十六条の四第一項関係)

ロ 遺族補償年金の額を、遺族補償年金の受給権者及びその者と同一生計の遺族の人数の区分に応じて、次の表に定めるとおり引き上げるものとする。ただし、遺族の人数が一人の場合については、現行どおりとするものとする。 (別表第一関係)

遺族人数	年金額
二人	給付基礎日額の 201 日分 (現行 193 日分)
三人	給付基礎日額の 223 日分 (現行 212 日分)
四人以上	給付基礎日額の 245 日分 (現行 230 日分)

(三) 通勤災害に関する保険給付についても (一) 及び (二) と同様の改善を行うものとする。 (第二十一条、第二十二条の七及び第四十二条関係)

三 労働福祉事業の改善

労働福祉事業として、被災労働者の受ける介護の援護を行うことができるものとする。こと。(第二十三条第一項関係)

四 特別加入制度の改善

国内の事業主が、国外において、労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業に従事させるために事業主その他労働者以外の者として派遣する者を、特別加入者の範囲に加えるものとする。こと。(第二十七条関係)

五 罰則の適正化

罰金額について所要の引上げを行うものとする。こと。(第五十一条及び第五十三条関係)

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 メリット制(事業場ごとの災害率により保険料を増減させる制度)の特例の適用

労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、連続する三保険年度中のいずれかの保険年度において労働者の安全又は衛生を確保するための措置で労働省令で定めるものを講じたときであって、特例を受けようとする旨を記載した申告書を提出しているときは、当該連続する三保険年度中の最後の保険年度の次の次の保険年度における事業場ごとの災害率による保険料の増減幅を、百分の四十五(現行百分の四十)とする特例を適用するものとする。こと。(第十二条の二関係)

二 保険料の申告及び納期限の延長

労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告及び納期限を保険年度の初日(保険関係が新たに成立又は消滅した場合は、その成立又は消滅の日。)から五十日以内に延長するものとする。こと。(第十五条第一項及び第十九条第一項から第三項まで関係)

第三 船員保険法の一部改正

一 介護料の創設

障害年金を受ける権利を有する者が、障害年金の支給事由となる障害であって厚生省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている期間(ただし、身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として厚生大臣が定めるものに入所している期間又は病院若しくは診療所に入院している期間を除く。)、その者に対し、その請求に基づいて介護料を支給するものとする。こと。(第四十六条関係)

二 遺族年金の給付改善

遺族年金の受給権者に加給の対象となる子がいる場合に、その子の数に応じて当該遺族年金に加給する額を次のとおり引き上げること。(別表第三関係)

子の人数	金額
一人	最終標準報酬月額 of 1.2 月分(現行 0.9 月分)
二人	最終標準報酬月額 of 1.9 月分(現行 1.6 月分)
三人以上	最終標準報酬月額 of 2.7 月分(現行 2.2 月分)

第四 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による改正前の船員保険法第五十条第二号及び第三号の規定による遺族年金の受給権者に加給の対象となる子がいる場合に、当該遺族年金に加給する額に関して、第三の二と同様の改正を行うこと。(別表第三ノ二関係)

第五 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成八年四月一日から施行するものとする。ただし、次の内容は次のとおり施行するものとする。

- (一) 第一の二の(二)のロ、三及び五、第三の二並びに第四の改正内容 平成七年八月一日
- (二) 第一の一の改正内容 平成八年十月一日
- (三) 第二の一の改正内容 平成九年三月三十一日
- (四) 第二の二の改正内容 平成九年四月一日

二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法について所要の整備を行うものとする。(附則第二条から第八条まで関係)